

鹿角市副業型地域活性化起業人 募集要項

令和8年4月27日

鹿角市では、総務省の副業型地域活性化起業人制度を活用し、副業人材が有する専門的な知見や経験、人脈を活かして、「鹿角市農業振興ビジョン」を策定するために、課題の抽出、実効性のあるKPI設定及びリーディングプロジェクトの立案等を委託する複業人材を募集します。

1. 副業型地域活性化起業人制度の概要

副業型地域活性化企業人制度は、三大都市圏に所在する民間企業等に所属する個人と地方圏の地方自治体が協定または契約を結ぶことにより、専門的なノウハウや知見を活かして地域活性化を図る取組に対して総務省が財政支援を行う制度です。

2. 募集対象

- (1) 令和8年4月1日時点で22歳以上の方
- (2) 三大都市圏内の民間企業等に所属している方
- (3) 所属企業に3月以上勤務しており、本業務の受託を認められる見込みがある方
- (4) 心身ともに健康で、積極性・協調性を有し、地域住民と協力しながら地域活性化に取り組める方

3. 主な委託業務

- (1) 農業振興ビジョン策定に向けた現状分析（統計・市場・他自治体事例）
参考ツール：e-stat, 地域農業動向予測システム（RAPs）
- (2) 農業関係者（農家・JA・法人等）へのヒアリング設計・実施支援
- (3) 総合計画との整合性を踏まえた農業振興ビジョンの策定支援
 - ・リーディングプロジェクトを含む戦略
 - ・ロジックモデル
 - ・各年度KPI

4. 委託期間

契約締結の翌日（6月上旬予定）～令和9年3月31日

5. 募集人員

1名

6. 委託業務の条件

月4日以上かつ月20時間以上業務に従事することとし、うち鹿角市内で月1日以上滞在していただきます（具体的な勤務日時は応相談）。

7. 委託料

次の各号にかかる経費（実費相当分）を委託料として支払います。

(1) 人件費（業務委託期間を通して100万円）

(2) 本市までの交通費及び宿泊費（月1回）

(3) 地域活性化企業人が提案する企画の実施にかかる費用（上限100万円）

※ 人件費については、総務省規定の条件を下回った場合、報酬が減額となる場合があります。

※ 交通費及び宿泊費は、1回あたり54,620円以内（2泊3日以内）、年10回までとします。

8. 応募期間

令和8年4月27日（月）～令和8年5月11日（月）

9. 応募方法

「8. 応募期間」の間、株式会社 Another works が運用する「複業クラウド」に求人情報が掲載されていますので、そちらから応募してください。

URLは以下のとおりです。

<https://client.aw-anotherworks.com/projects/98175>

10. その他

- (1) 他の自治体で地域活性化起業人に任用されている方は、応募できません。
- (2) 毎月の「活動報告書」を、翌月 10 日までに提出していただきます。
- (3) 総務省の「地域活性化起業人制度」推進要綱及びチェックシート等をご確認ください。
- (4) 本業務で使用する機器等にかかる費用が発生する場合は、「7. 委託料(3) 地域活性化企業人が提案する企画の実施にかかる費用」としてご提案ください（機器の購入はできません）。
- (5) 本業務の実施にあたりご自身が所有する機器等をご使用し、故障・破損・盗難等による損害が発生した場合、鹿角市は責任を負いかねます。
- (6) 上記に記載のない事項については、協議の上で決定します。

11. お問い合わせ

鹿角市役所 産業部 農業振興課 経営対策強化班

〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田 4 番地 1

【電話】 0186-30-0241 【FAX】 0186-30-1515

【電子メール】 nousei@city.kazuno.lg.jp